

平成 22 年 11 月 29 日開会

平成 22 年 11 月 29 日閉会

平成 22 年第 6 回北方町議会臨時会会議録

北方町議会

平成 22 年 11 月 29 日

平成 22 年第 6 回北方町議会臨時会会議録

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 33 号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第 4 議案第 34 号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第 5 議案第 35 号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第 6 発議第 10 号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について (議員提出)

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 6 まで

出席議員 (9 名)

1 番	鈴木	浩之
2 番	安藤	浩孝
3 番	廣瀬	和良
5 番	福井	裕子
6 番	立川	良一
7 番	戸部	哲哉
8 番	井野	勝己
9 番	日比	玲子
10 番	田中	五郎

欠席議員 (1 名)

4 番	中村	広一
-----	----	----

説明のため出席した者の職氏名

町長 室戸 英夫

副 町 長 山 本 繁 美
総 務 課 長 村 木 俊 文

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長 高 橋 善 明
書 記 木野村 幸 子
書 記 梅 田 竜 志

開会午前 9 時 41 分

○議長（井野勝巳君） 改めまして、おはようございます。

朝夕しっかりと涼しくなってきました。今日は臨時会に出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから第 6 回北方町議会の臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は 9 人で、定足数に達しております。

ただいまから平成 22 年第 6 回北方町議会臨時会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 112 条の規定により議長において 5 番福井裕子君、及び 6 番立川良一君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（井野勝巳君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日一日と決定をいたしました。

日程第 3 議案第 33 号から日程第 5 議案第 35 号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第 3、議案第 33 号から日程第 5、議案第 35 号までを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（室戸英夫君） 皆さん、おはようございます。第6回の臨時議会をお願いをいたしましたところ、議員の皆さん方には何かとご多忙の折ご出席をいただきましてご審議をいただけますことに御礼を申し上げたいと思います。議長の命によりまして、議案第33号から35号までの3議案について簡単にご説明を申し上げたいと存じます。この3議案ともいずれも報酬、給与に関する議案でございまして、よろしくをお願いをいたしたいと思います。

まず議案第33号でございまして。北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして。これはもうご案内のとおり一般職員の改正に伴いまして、本条例を改正をしようとするものでございまして。

議案第34号でございまして。これは北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、この議案におきましても33号同様に一般職員の期末手当の改正に伴って条例を改正しようとするものでございまして。

続きまして、議案第35号でございまして。この議案は人事院勧告に準拠いたしまして職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額の改定等を行う必要が生じてまいりましたので、本条例を改正をして制定をさせていただくものでございまして。十分にご審議をいただきまして適切なご決定をいただきますようお願いを申し上げて提案とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 議案第33号、北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。

したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（井野勝巳君） 議案第34号、北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。

したがって議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

○議長（井野勝巳君） 議案第 35 号、北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○9 番（日比玲子君） ちょっと関連していますので、6 項目ぐらい続けて質問しますのでお願いしたいと思います。

まず、給料表の 0.1% 改正ですが、初任者を中心とした若年層は据え置きされていますが、北方町ではこれに属する人は何人いるのかどうか。それから附則の中で当分の間 55 歳を超える職員 6 級以上の職員ですね、この人たちは 1.5% 給料を引き下げるということですが、こうした人が 6 級以上が、これに該当する人は何人いるのかどうか。

それから岐阜県下のラスパイレスということが、非常に北方町は低いとされていますが、一体全体どのような地位にあるのかということを知りたいと思いますので、岐阜県下のラスパイレス指標を教えてください。

そしてこの三つの条例を通すことによって削減される金額はどのくらいかということです。

もう一つの問題は北方町では今までずっとですが、こうした条例改正、なんでも新旧対照表をつけて私たちに渡されるわけですが、今度の場合でもなかなか附則であるとか難しい問題があって容易に理解しにくいので、いろんな市とか聞いていますと、これに基づいた概要を新たに出しているそうであります。この概要を出してくださることについてどう思われるのか。この 6 点ですけどお願いします。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは日比議員のご質問にお答えいたしたいと思いますが、本日、別添で資料を用意させていただいておりますので、議長、配付してよろしいか。お願いします。

それでは、今、日比議員の質問の中にもございましたとおり、まず半紙でございますが、これがこの 22 年度の人事院の給与勧告の概要でございます。簡単に順番に説明させていただきたいと思います。まず概要から説

明させていただきます。

まず給与条例の改正ですが、第1条関係、括弧1でございます。まず給料表の改定ということで、これは当然国家公務員に準拠して各給料表をマイナス改定をするものでございます。その先に初任者層並びに若年層については据え置くということでございますので、お手元の長いA3になりますが、この給料表でございます。この中に赤字で比較表を設けてございます。この三角に該当する表のところが今回の改正の対象になるものでございます。平均でここでは1%ということになっております。これが中高年層を対象とした減額改定の給料表でございます。施行日につきましては12月からということになっております。

それから二つ目でございます。期末勤勉手当の改正ということで、今まで12月に支給されます期末手当が1.5カ月であったものが、右側ですね、1.35と、勤勉手当が今まで0.7であったものが0.65カ月と、合わせて年間4.15カ月を3.95カ月に引き下げるものでございます。

それから三つ目でございます。55歳を超える職員の給料表の引き下げということで、当分の間55歳を超える職員、給料表で言います6級以上の職員に限って12月から給料月額並びに期末勤勉手当、管理職手当合わせて1.5%を減じて支給するというものでございます。

それから、その下の附則関係でございますが、先ほどお渡ししましたこの給料表、今回減額の対象となる職員につきましては4月に遡って給料並びに6月に支給されました期末勤勉手当を減額して、この12月支払う期末勤勉手当で調整するというものでございます。その例としまして、私どもの51~52歳あたりの主幹クラスの給料でございますが、イのこれは、この4月から11月までの分でございますが、平均するとだいたい9,632円、すでに支給しました6月期末勤勉手当分と、ということで2,548円合わせて概ね12,180円をこの12月に支給します特別給から差し引いて調整するというような内容になっております。先ほど質問の中で初任者層、若年層の人数と言われましたが、非常に漠としておりますので給料表の白字の部分にあたいする職員は該当しません。ですから私が言いました通り中高ということで42以降の職員というふうに理解をしていただきたいと思いますので、私、詳しい人数まで把握しておりませんが、このように理解をしていただければと思います。

二つ目の55歳、これは何人だという質問でございますが、私どもの課長職というふうに解していただければ結構だと思います。

それからラスパイレス指数についてでございますが、私がちょっと把握しておりますのは、今91ということで、当然100の市町村もあるわけで

すが、まだまだ県下でいうと非常に低いという現状でございます。

減額幅につきましては、今言った通りこの集計になります。大変今給料構想が難しくなっておりまして、実は人勧に伴い給与改正があったものの、私どもが積算する中で国の準則がまだ届いておりません。大変申し訳ないですが、また間違った数字を言うといけませんので、きょうは明確な数字は控えさせていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○9番（日比玲子君） ラスパイレスが北方町は91ぐらいになったと言われたんですが、21年度のラスパイレスはインターネットで引くと89.3だそうですが、上がったわけですか。それと人数を把握していないということではありますが、この三つの条例を通すことによって減額される金額、これは例として50代の人々の例が書いてありますが、全体としてどのくらいの概算になるのかどうか。お願いしたいと思っております。

○総務課長（村木俊文君） 本当にこれ緊急なこととして、ざくっとした数字でございますが、当然12月の定例会でまたお話しはさせていただきますが、今掴んでいる数字でございますが、給与改定に伴う増減ということで概ね20万程度と今のところ把握しております。しかし、昨年1月昇給並びに4月の昇格分とかいろいろございますので、その辺りで下がり幅は比較的このはじいた数字より少ないかと思っておりますが、今のところ給与改定に伴う増減ということで、20万の減ということになっております。

○9番（日比玲子君） 20万ということですので、ばかに少ないなと思っておりますが、12月の定例会の時にきちっとした数字を出されるということに了解したいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 質疑を終結いたします。

討論ございますか。日比君。

○9番（日比玲子君） 議案第35号に反対をいたしたいと思っております。この労働権を保障する代償措置として人事院勧告があります。ある一定の部分を除いて一律給料を1%、またボーナスを0.2か月分を引き下げることになっております。私はラスパイレスが県下でも低いほうだと思っていましたので、昨年も給料を引き下げて、2年連続ですのでやっぱり職員に対してはやる気を下げることにもなり、全体の奉仕者の位置づけでも危ういものをすごく感じます。

2番目に公務員給与を引き下げれば、民間も引き下げる。これでは悪循環であり、今の経済にとって私は内需を拡大すべきだと思っておりますが、これに逆行したこうした景気をますます増やす給与引き下げということには反対をいたしたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 賛成討論ございますか。討論を終結いたします。

これから議案第 35 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 7 名]

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。

したがって議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 発議第 10 号

○議長（井野勝巳君） 日程第 6、発議第 10 号、北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中五郎君。

○10 番（田中五郎君） 発議第 10 号でございます。北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。町議会議員、田中五郎、賛成者、日比玲子、戸部哲哉、立川良一、福井裕子、廣瀬和良、安藤浩孝、鈴木浩之。

続いて、その提案理由を説明させていただきます。議員が刑事事件の被告人等で身体の拘束を受け、またそれ以外の理由で招集に応じず、議会の会議及び委員会を欠席し、本来の議員活動を果たさない場合における当該議員の議員報酬等の支給停止・不支給の措置に伴い、本条例を制定しようとするものであります。平成 22 年 11 月 29 日提出をいたします。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（井野勝巳君） 質疑を行います。ございませんか。

質疑、討論がないようですので、これから発議第 10 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。

したがって発議第 10 号は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。これをもって平成 22 年第 6 回北方町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

午前 10 時 3 分閉会

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 22 年 11 月 29 日

議 長

署名議員

署名議員